

さがみ緑風園における身体拘束取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、さがみ緑風園(以下、「園」という。)において、利用者の人権を尊重するとともに、利用者に対する身体拘束(以下「拘束」という。)を行わない、質の高い支援を実現することを目的として定める。

(定義)

第2条 拘束とは、利用者の意思に反し、次の方法を用いて行動を制限することをいう。

- (1) 胸・腰ベルト、股ベルト、紐等で車椅子に体幹や手足等を固定すること。
- (2) 紐等でベッドに体幹や手足等を固定すること。
- (3) サイドレールを四方に使用する等、ベッドから降りられないようにすること。
- (4) 居室等の出入口をふさぎ、出入りできないようにすること。
- (5) 車椅子等移動手段を遠ざけるなど自力で使用できないようにすること。
- (6) 本人の意思に反する車椅子乗車や移送すること。
- (7) 言葉かけによって利用者の行動を制限すること。
- (8) ミトン型手袋、車椅子テーブル、介護服(つなぎ服を含む)の使用。
- (9) 向精神薬等の過剰な使用により、行動を制限すること。
- (10) その他、何らかの形態を用いて行動を制限すること。

(園の対応方針)

第3条 園の対応方針は次のとおりとする。

- (1) 利用者の状態により、拘束以外の方法を検討し、拘束を必要としない支援を工夫することにより、拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
- (2) 園内で行われている拘束については、常時その状況を把握し、各ホーム等から報告を受け、必要性の有無について検討し拘束がゼロとなるように努める。

(要件)

第4条 やむを得ず拘束を行う場合は、次にかかる要件を全て満たす状態でなければならない。

- (1) 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと(切迫性)。
- (2) 拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと(非代替性)。
- (3) 拘束が一時的なものであること(一時性)。

(拘束を行う場合の通常の手続)

第5条 やむを得ず拘束を行う場合は、次の手続を踏まなくてはならない。ただし、次条に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 予め拘束が必要な理由、方法及び期間等を記入した「身体拘束の実施について」(様式1)を作成し、実施の計画を行う。
 - (2) 身体拘束判定会議を開催し、「身体拘束の実施について」(様式1)により、拘束実施についての適否を諮り、園長決裁を得る。この会議の構成員は、別に定める。
 - (3) 様式1の内容を踏まえて「緊急等やむを得ない状況により身体拘束を行う説明書」(様式3)を作成し、本人、後見人等に説明し、承諾及び署名を求める。
 - (4) 拘束を実施する際は、個別支援計画に拘束が必要な理由、方法及び期間等について記載する。
- 2 前項による拘束については、決定してから6か月を超えて実施することはできない。ただし継続が真に必要な場合には、前項の手続きにより更新することができる。
- 3 第1項に規定する手続きは、第二条各号に規定する拘束を新たに実施する毎に行うものとする。
- 4 本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。拘束の解除に当たっては、解除の理由、方法及び留意点について、本人及び後見人等へ説明を行い、直近の身体拘束判定会議で検討したうえで「身体拘束の解除について」(様式4)により、決裁を受ける。
- 5 拘束を更新・解除する場合は、身体拘束判定会議において「身体拘束実施報告書」(様式5)により、実施状況について報告を行う。ただし、短期入所利用者は利用後「身体拘束実施記録」(様式6)及びケース記録を生活部長まで報告を行う。
- 6 やむを得ず拘束を行った場合、日々の身心の状態等の観察を行い、拘束の必要性や方法に関わる再検討を定期的に行うものとする。

(緊急に拘束を行う場合の手続き)

第6条 事前に第5条の手続きを踏んでない利用者について、状態像の急変等により、やむを得ず拘束を行う場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する要件を確認のうえ、拘束を要する利用者の状態、拘束の方法、経過観察の方法等について、実施の際に在席するホーム職員(上席者含む)、看護師、日直や夜勤統括等の最上席者により協議を行う。協議結果は該当ホーム職員が「身体拘束の実施について(緊急時)」(様式2)に取りまとめる。
- (2) 協議結果については、拘束を実施する利用者が属するホームの所管課長又はホーム長に速やかに報告する。
- (3) 早急に後見人又は親族に連絡を取り、了解を得る。連絡が取れない場合は、実

施後速やかに連絡し、了解を得る。

- (4) 実施後、速やかに園長に報告するとともに、継続して拘束が必要となる場合は、直近の身体拘束判定会議において、第5条第1項の手続きを行う。
- (5) 前号に基づく園長への報告は「身体拘束の実施について(緊急時)」(様式2)により行う。
- (6) 本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。拘束の解除に当たっては、第5条第4項に規定する手続きを行う。ただし、予め期限を決めて拘束を実施した場合にはこの限りでない。

(記録)

第7条 拘束を行った場合の記録については、次のとおり行う。

- (1) 拘束を行った場合には、ケース記録に記載する。ただし、「身体拘束実施記録」(様式6)をもって代替することができる。
- (2) 拘束を行った場合は、拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。
- (3) 記録は5年間保存する。

(身体拘束とは判断されないものの取扱い)

第8条 目的等を踏まえ、身体拘束とは判断されないものの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 医師の意見書又は診断書により作成した、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用する、座位保持装置に付属するベルトやテーブル及び利用者の安全性やQOL向上の目的で使用するベッドギアについては、使用する場面、目的、理由について、定期的に医師や機能訓練担当職員の専門的意見を仰ぐとともに、個別支援計画に記載し、利用者・家族に同意を得る。
- (2) 意思決定能力のある利用者が安全確保のため、自らの意思でベッドのサイドレールを四方に使用することを決定した場合は、個別支援計画にその旨を記載し、利用者の同意を得る。本号における意思決定能力のある利用者とは、当園と直接利用契約(代筆によるものを含む)を締結している者とする。なお、サイドレールを4方に使用している間に、利用者からサイドレールをはずしたい旨の申し出があった場合には、その都度、速やかに対応する。

附則

この要領は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

なお、身体拘束・行動制限廃止マニュアルは平成 26 年 3 月 31 日付けで廃止する。

附則

第 1 条 この要領は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

第 2 条 この要領の施行の際、改正前の要領第 4 条第 3 項の適用者及び第 6 条第 2 号の適用者のうち改正後の要領第 7 条第 2 号に該当しない者については、施行後 6 か月までの間に拘束廃止のための検討を実施のうえ、真に拘束継続の必要性がある場合は、速やかに第 5 条の手続を行うものとする。

附則

この要領は平成 29 年 3 月 1 日より施行する。

附則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要領は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要領は令和 6 年 7 月 1 日より施行する。